

龜山市公告第27号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により三重県から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成28年4月28日

龜山市長 櫻井義之

- 1 都市計画の種類及び名称
 龜山都市計画道路
 3・5・7号駅前高塚線
- 2 縦覧場所
 龜山市建設部都市計画室